

令和3年度世田谷区特定施設入居者生活介護事業者募集に関する質疑応答

	質問内容	回答
1	第8期中の特定施設入居者生活介護の整備目標と今回の募集定員数に差がありますが、その差については来年度に改めて公募されるということでしょうか。	令和2年度の公募で選定した事業所(定員56名)が令和4年度に開設予定のため、第8期の整備目標180名分のうち56名分については整備見込があります。来年度公募はこの56名分と、令和3年度公募の選定結果を踏まえて、第8期の整備目標を達成できる募集数とする予定です。
2	評価基準の中に「ショートステイ、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供」とありますが、いずれか一つのサービスを必ず提供する必要があるということでしょうか。また、いずれか一つのサービスを提供する場合に必ずその事業の指定をしていただけるということでしょうか。	必須ではありませんが、利用しやすい料金設定のショートステイの実施、また例示した併設事業の実施を積極的に図ってください。いずれかのサービスが提供される場合、その点を踏まえて審査します。なお、居宅サービス及び地域密着型サービスの指定については、別途申請が必要です。本公募において選定されたとしても、必ず指定されるわけではありませんのでご注意ください。